佐藤信淵の商業管理論

本

田

忠

雄

緖

諡

的理想主義的學者肌の人であつた様である。 其經濟政策に於ても頗る出色の議論をした人である。其商業管理論の如きは眞に獨自の大主張であつたのである 然し彼の經世濟民の議論たるや其著述を通じて門生を動かし或は多少の爲政者に影響を與へたであらうが惜しむ りとし自ら武州の片田舎に引籠つて著述を事としたより考へて白石●蕃山●鎮徳の如き實行家と型を異にして比較 らくは徳川幕府に於ても又諸藩に於ても彼を採用する事が出來なかつた。 於る彼の功績は遙に大きい。信淵亦經濟研究を以て自己の本領として農學の如きは其枝葉と見てゐたのである。 亦宮崎安貞以後の大學者に相違ない。然し農學に於る信淵の功績よりも所謂經世濟民の學としての經濟學史上に 勿論信淵は農政●農業●天文●地理等に於ても自ら家學として即ち秘法として頗る自負してゐる如く農學に於ても 佐藤信淵は徳川時代末期の經濟學者として其該博なる智識と透徹せる理論と數多き著述に依つて有名であるが 信淵は之を以て執政家の器字狭小に在

信淵は微溫的態度をきらつて徹底せずんば止まず底の人であつたが故に彼の學問は一大體系を持つて居り、彼 佐藤信淵の商業管理論

の總ての諸政策が正にこの商業管理論を樞軸として動いて居る。故に彼の商業管理論は他の經濟政策の根本であ

议 つて彼の生命は茲に宿つてゐる。信淵自らも此政策の爲に仆る」を以て快として門人の忠告を斥けてまで時の執 〈水野忠邦に上書せんとしたほどである。信淵がカメラリストと見られるのも又社會主義者と思はれるのも一に

係つて此政策に據るのである。

らは復古法或は権貨法と呼び又祭」商買しとも云つてゐる。 年齢が八十に近づいてからである。蓋し封建時代政治の改革論議は容易ならぬ事であつたからである。又信淵自 說周の大公望及び齊の管仲亦斯法に依つて良績を舉げたるに鑑み、此の聖人の法に復歸するの意味である。 然し商業管理論は彼の獨創ではなく祖父より發して父を經て所謂三代相續の秘法であつて彼が發表したのも其 復古法とは斯法が大禹に始まり伊尹之を用ひ、殷の博

(瀧本誠一氏編「佐藤信淵家學全集」中卷三六九頁復古法の中)

「愚が家は出羽の國の郷土にて高祖父嶽庵以來、醫主物產經濟の學を修め遍く四海を遊歴して萬物化育の數理を推し考へ、勤 ほ御國用の不給を愛ひ給ふさ聞き、總廟(筆者曰、八代吉宗也) の御明君を以て萬理の機會を失ひ給ふ事はあるまじけれごも べきの良法を發明することを得たりと云ふ、偖叉元禄。寳永の頃より公議に大なる御散財の事數々打纏ぎ、 數十年の工夫を累て祭説を参攷し、其義に沈潜して、溌季の世に上下一統困窮に陥りたるを挽回し、古代の大宮有に恢復す 代を仰ぎ、 み皆大に家を興し、武家ミ百姓は痛く貧窮に迫りたるを悲て、彼の伊尹◆博説等の國家を安集し、四海の困窮を濟ひたる古 めて物産經濟の學を講明せり、 所謂る財用の湧き出る淵源を開き、蒼生を安養するの法を明かにせんここを欲し、禹貢○周官•管子等を熟讀し、 **祖父不昧軒に至つて・篤く堯舜の道を信じ、益經濟學を精究し、世上の事態を熟視し、商買の** 享保中に至て尚

し、恐れながら上書せんさ欲すれざも、天に道なきを奈んせん。 知る、因つて是れまで先祖の御國益を工夫したる事件の皆悉く窓朽して空く滅せしむる事の惜きが故に、此の復古法を筆記 こを祈て書を著すさ雖ごも、知らるゝここなく皆空く廢朽するは歎息すべきの事なり、今愚八十歳に及び死期の迫りたるを 下々士民の困窮を救ふべきの仁心なし、故に此書を出さずして其國を辭し去れり、……中略……世々國恩の萬一に報せんこ 就て、켱に復古論を筆し此を懷中して朝政の大夫に面謁し、先づ其趣を議談せしに、朝政の大夫奇異なる望のある人物にて ぬ。此は享保十一年の事なり、其後父玄明窩も亦一國の諸侯に聘せられて、其領分中下々の貧窮を濟はんここを請ひ給ふに 恐れ乍ち上書し奉んさ欲し、復古論一卷を作りて、出羽の國より出府しけれごも、據の無き故障起り、遂に上書せすして止

商業管理法

異であるが、 りであつたのが、水野忠邦の解職に依つて事止みとなつた封書である。其他復古法及権貨法の害も亦之と大同小 濟問答を閱讀して書中に復古法と云へるに付其詳細を尋ねられたに依り、門人岩川知平に淨書せしめて率答の積 信淵が斯法を最も簡潔に明瞭に書き現はしてゐるのは復古法槪言である。これは時の執政水野忠邦が信淵の經 如何なる動機に依り如何なる目的を以て書かれたか詳かでない。故に主として復古法槪言に依つて

其大體を摘出して見やう。

收すること。其奉行所に集りたる諸物産を捌く方法は各物産を取扱ふ商人年寄を呼出し入札せしめて共落札 、近來日用諸品高値に付士民一統難儀に及べり、之が御救の爲改革の旨觸れ出して新に奉行を任命して江戸 京都、大阪に置くこと。 奉行所既に備はれば令を天下に傳へて水陸所生の産物全部に付其三都に集る物を官

佐藤信濶の商業管理論

四卷 第二號

第

者に其品物を賣捌かす。

一、年寄は其品物を引取つて此を仲買に渡し、仲買は又此を小商人に渡し、小商人より一般消費者に賢渡すこ と。其代金は小商人は日々仲買に納め、仲買は十四日。晦日に年寄に納め、年寄は六十日を限として奉行所

に上納す。

ら車力●馬方に至るまで賃錢を定めて之を守らしむること。 之には最も優遇の意味で扶持を與へ年寄以下の商人には其品物に應じて利潤を豫め官裁し、その定式帳を作 つて之を版本として全部仲買等に賜はり、之以上高利を貪る者は嚴罸すること。其他大工・泥匠等の職人か 取扱商人に就ては相當の利潤を與へる事。其方法として年寄の中より取締頭取役を選んで諸事を支配せしめ

すること。之に依つて諸運上上納金課役を止め尚又助郷の掛り物等を減ずること。

三、かくして産物を賣捌きたる代金の總高の三十分の一を刎て奉行所に積置き之を弘濟の施し金と備莞資金と

以上が復古法の骨子とする三ケ條であつて、伊尹管仲の古法を復活する事が最も正しく且容易に實行し得ると

信じ、

以上專ら祖父不昧軒の工夫を論ぜり」と信淵自ら註してある事より正に佐藤家三代二百年の秘法なりと称する

所以が分るのである。

然し乍ら此經濟仕法の最も困難なるは天下の産物を奉行所に集めて代金も遺さず、之を如何にして官收するか

の問題である。此事について其門人岩川知平の質問に對し答へて曰く、《佐藤信淵家學全集中卷三五三頁復古法問答菩

<u>د</u> ال

るこさなく、至誠な以て此を論し、多日ならず其價を融通し造すが故に、絕て荷主に心配のあることなし、此等の取扱には 「無價收一條は、公料•私領の差別もなく、餐宮盆虚を論ぜす、總て皆舊來の荷主さ舊例の如く事を取扱ひ、少しも疑にしむ

き事に非ずさ知るべし。」

愚老に極て妙なる良法あり、然れごも此法は國家の政要

所謂民可」使」依、不」可」使」知の機密なる心以て、世に漏泄すべ

茲に斯法の大難闘が横はつてゐる。故に水戸齊昭侯信淵の著述に係る物質餘論を見て、此復古法を評して曰く

其害大なる事を認めて「予は當世の時務を慮りて一時を濟ふの權道を行はんと欲す」と明言して必ずしも永續は期 とある如く殊に最初の一年乃至敷年間は至誠賢明の人を得ざれば不可能で信淵自ら斯法を以て、人物を得ざれば 「其人存則其政擧云々にて、如何なる良法ありても其人無ければ徙法にて、賄賂の媒こなるここ必せり」

待してゐなかつた樣である。

三國庫充實論

の如く德者本也、 理論ですら其典據を禹貢・周官・管子等の古書に求め依つて之を復古法と稱したほどであるに係らず、他の漢學者 信淵の復古法の原理となつてゐる第一は國庫充實論である。彼は漢學の影響を多分に受け其祖父以來の商業管 財者末也より出で來つた財末論に拘はれなかつたのは卓越せる識見と云はなければならぬ。勿

佐藤信淵の商業管理論

(二三五) 二三

(1三六) 二四

窮の原因なりとし、管仲の富國策を最も王道に叶へるものとして、管子を擁護して曰く、佐藤信淵家學全集中卷三 發すべきものとし、 財問題に重きを置いた者もあるが彼の如く眞向から朱子學派等の唯心論を打破した者は稀なのである。彼は孔子 の足」食足」兵民信」之の語、管子の衣食足而知」禮節」。の語を引用して、天下國家を治むるの大道は財利より出 論彼以外にも熊澤蕃山、 孔孟の徒にして只修身道徳のみを唱へて、財利を賤しむ事の誤りを指摘し、之を以て四海困 山鹿素行、新井白石、室鳩巢、荻生徂徠、太宰春臺の如き幕府中世の經濟學者にして理

更に大學の格物致知を解釋して曰く、(佐藤信淵家學全集中卷三七三頁復古法中より) 「復古法を施し行ふには、其御掛りの諸役人に驚くべきほご多分なる御役料を賜て、先づ其良心を致さしむべし、大學篇に曰 の民を安集すべき仁政を行ふことをげ外事さす、孟子の大賢を以て猶管仲を輕賤す、况や狗吠の如き說者に於てをや」。 「管仲を覇者の學さ名けて此を賤さし総て興利の事を云ふ者を謗て買人に比す、唯道德を修るのみを仲尼の道さ心得、天下

するに至るは畢竟財用の手詰りにありとし皇室の式微も之に依り、鎌倉•室町兩府の滅亡も漢•晉•唐•宗•元•明•皆 之を以て信淵は財利を重んぜざるべからずとの信念から政治の要道は富國にありとし、天下に主たる者の滅亡 古髎に曰く人貧則鈍、又曰く貧則盜さ、凡そ人の貧窮に迫り無ゝ奈に臨みて利欲の念の生ぜざる者は幾稀なり。」 く、欲」正| 其心| 者、先誠| 其意| 、欲」誠| 其意| 者、先致| 其知| 、致」知在」格」物ご格も亦致すなり、物ごは財物なり、

本條件をなすものとしてゐる。然し之を以て信淵が道德を無視した唯物論者或は覇道論者となすのは早計であつ

亦之に據るとしてゐる。此學說は頗るマルクスの唯物史觀と似通へる歷史觀で矢張經濟的條件が歷史的進化の根

カ

メラリストと云はるゝ所以はこの國庫充實論にあるのである。

を以て任意に變更し得るものとし國を治むるの要道は、國君の恭儉の二德にありとし曰く、(佐藤信淵家學全集中俗 て現實の社會はかくの如く財用の多寡に依つて隆替しつ」ある様を科學的に認識してさてこの物質的條件は人爲

二六六頁經濟要略中より)

就せざるこさなり、國君恭儉なるは國家富盛の根本なり」

國家を隆にするの政は、先づ其國君平日の身行を本さ爲るこさにて、君侯自ら恭さ儉さの二徳を修むるに非れば、央して成

なきに至るべし(復古法概言)と樂觀して年々泉の如く財が集るを以て此意味にて之を泉源法と名づけてゐる。 國庫の充實は恐るべきものにて二十年の後には府庫頗る充實し五十年目には江戸大阪の倉庫金銀滿ち溢れて置所 三十分の一税に依つて得る金額を大約百萬兩と算定し内七拾萬兩を弘濟資金とし後三拾萬兩を積立てすれば年々 地に建て悖らず、 **漫りに人民より奪ふに非す彼の三十分一稅の如きも之の根據を周禮に求め、周禮の二十分一よりも輕しとし、「天** 是に依つて觀るに信淵に於ては道德と財物は二にして一、一にして二となり即ち德と雖も物を離れず物と雖も 聖經に徴して謬らず國家に宰たる者の勤めて行ふべき良法也」(復古法槪言)としてゐる、 而も 即

この泉源法としての商業管理論は信淵の最も得意とした所であつて、其著物價餘論は松平定信侯の經濟仕法が

ち彼は經世濟民の最先决問題として國庫の充實を必要とし、其永續的財源を商業管理法に求めたのである。

永續せずしてすぐ原の貧窮に返つた所以を指摘して、この泉源法に依るべしとの議論を樹てたのである。 佐藤信淵の商業管理論 (一二七) 二五

第四卷 第二號

貧富平均論

70

滅じ、 て金錢の融通を受けてゐたのである。(瀧本誠一氏編佐藤信淵家學全集中卷三五九頁復古法前編中) 裕となり、一般が奢侈に趣くと共に物價騰貴して商人は益々富盛へ、諸侯さへも内々は大阪等の大商人に低頭し る。 に官庫は窮乏し武士と農民共に貧乏のドン底に陥り、幕府は貨幣改鑄に依つて急場を凌ぎ、 彼は政治の要諦は財を足し府庫を充實せしめる事にありと原則的に斷定はして見たがさて現實に於ては其反對 而るに表面質人として最も卑しめられてゐる商人階級は幕府の中世以後貨幣の流通盛となると共に次第に富 武士の俸祿を借り上げ、武士の知行は半減されて所謂半知となり、幕府及諸侯財政の源たる農民は永年の 諸侯は役人の役料を

の甚だ多く國用の不足に困み、富商大質に低頭して給を仰ぐ者多し」 の財用皆悉く商買の家に聚りたるにて奈んこも不」可」爲なり、豊啻に土民一局質に迫りたるのみならんや、封君ご雖も散財 渉ること能はざるに至れり、故に商人に非ざる者は、武士も百姓も貧窮に迫らざるは無し、即是太公望の言たる如く、天下 に從ひ皆敷倍に及べり、故に以前は一年三十兩の金にて暮方の出來たる家も、今時は六十金も七十金も費すに非ざれば年を 「今時の値段を以て享保年中に比るこきは、昔の三倍五倍に至りたるもの者多し、且つ諸職人並に日雇人足等の傭錢までも此

て、之を以て士農階級の救濟資金に當てんとしたのは見易い道理である。茲に彼の貧富平均論が生れて來る。「所 此の現象を以て最も不自然とし、國家の貧窮に陷れるは、貧富片落にありとなし茲に商人階級の利得を官收し

(一三八) 二六

謂復古法は、有無移通して貧富平均するの法なり。故に外形は嚴しく商賈を筦し財用を紧斂するに似たりと雖ど 藤信淵家學全集中卷三五一頁復古法間答書)所謂滿々たる池の水を空虚の池に移すが如く、擔稅力の多き所に稅源を求 之即ち彼が幕末の社會主義者と呼ばれる所以であつて商人抑壓論は一面感情論となつて商人を図諡視してゐる。 も、内質は夥しく士民に施して金錢を分散する政事なるが故に、毀謗家も嘴を容るべきの啓録なかるべき乎」。、佐 め之を以て一大社會政策を實施せんとしたのである。 故に信淵は斯法を以て伊尹の通移開闔の法とも呼んでゐる

(佐藤信淵家學全集中卷一一頁)

併典當を事さする者をば、嚴く照管せずんばあるべからず、…………愚老此三種の民を國窳さ名けて竊に此を畏る。シチャ 寶するこさを専務さすべし(農政本論) 盛なるを慮らば速に良策を行て貴藩の農政を精密にし、強を抑へ弱を助け、 るを得ざるに至れり、愚老此事體を慣り思て竊に復古論さ云ふ書を著せしかごも越俎の罪を懼て燒捨たり、 世以來國鑑を制御するの法なきを以て豪家甚多く、天下の貨財過半は彼國鑑が有さなつて、諸大名を雖も給を償主に仰がざ 「國家に主たる者の深く慮るべきこさは、下民に豪富なる者の出來る一事なり、故に商人で撲買人で憤主の三種、豪富にして飛いる。 註(大夫は薩藤の重臣狢飼央氏にし) 國家を平準して、小百姓を富しめ、且官庫を充 大夫若國蠹の愈

思想がこの貧富片落ちの社會狀態を現出せしめたのであるから商人から財を奪つて士農に施すことは必ずしも難 事でなかつたのである。 を患へず、均しからざるを患ふと云ふ倫理思想から出發して只爲政者の社會政策でこの偏傾なる社會狀態を匡正 然し乍ら當時の政治の實權を握れるものは却つて貧窮に陷れる士農階級であつて財を賤しみ商人を輕んずるの 即ち其間被搾取階級の團結に依る階級闘爭の發生すべき理由なく、 彼も孔子の所謂寡き

佐藤信淵の商業管理論

四卷 第二號

第

有無相通じて國內を充實し其所謂「仰ぎて父母を孝養し、俯して妻子を愛育し、且つ其部類眷族を撫御する料の 利潤は商人の所得とし、只大利を貪り、物價を左右するの大商人は嚴に統括せざるべからず」と主張したるものに て云はゞ社會の調和を目的としたものであり、社會主義者と云はんよりは社會政策學者或は社會改良主義者と云 し得べしと云ふにあつたのである。況や彼の目的は商人階級の絶滅に非ずして寧ろ互市交易は國家の大事にして

物價平準論

五

物が貨幣に依つて交易されるに至つて四民の生活を左右するものは貨幣となつたのである。 想であつて信淵に始まつたわけでないが其物質の調節策として徹底せるもの彼の商業管理論の右に出るものはな 森天山等の著書にも明かである。然し乍ら徳川末期に至つては所謂米遣ひの經濟が崩れて貨幣經濟が確立し、萬 本來米價平準法として德川時代の學者は多く之を唱導したものである。太宰春台は經濟錄に於て、又中井竹山、藤 商業管理論のも一つの原理ともなつてゐるのは物價平準論である。元來物價調館の事たるや東洋學者傳來の思 支那の管仲に始り漢の耿濤昌の實施に依つて有名なる常平倉の如きも他方に於て備荒の目的を持つてゐたが

彼は日用品全部の物價騰貴を以て庶民困窮の因とした。而も當時は諸物の交換未だ充分ならず、市場と雖も諸侯 其處で信淵は前述復古法概言の劈頭に於て、「近來日用諸品高値に付士民一統難儀に及べり」と述べてゐる如く

である。 の領地に依つて制限されて、其範圍狹小なるが爲大阪の大商人等は自由に物價の騰落を左右することが出來たの 而も共遣り方極めて惡辣で物價安ければ益々之を賣崩し高ければ愈々買煽ると云ふ有様で物價の騰落は

實に激しかつた模様である。此事を信淵は物價與論に述べて曰く(佐藤信淵字學全集中卷四六八頁)

く商人に得られて手を空しくするに至る。是故に百姓等皆大に意を失ひ耕作を邋遢にし、肥瓷をも存分に用る事も叶にすし 皆財用に手籍て奈何共する夢能はず、或は典當し、或は高利の金を借り、或は直段に拘らず下値に資拂ふな以て、利潤は悉 世上品物多き上に又多きを加へて直段度外に下落す、皆是れ産物の仕切を安くするの計策にて、又物質を高くせん事を欲す る時は、 「抑々返來商人の利を貪るの仕方甚だ險惡になりて、凡品物の直段低きを見る時は、各其所持する處を出して悉く賣拂ふ故に 廻船を海中に止め置て物切れの故障を起し、千變萬化の好計を用ひて四海の富を中間に支へる故に、士農工の三民

即ち信淵は商人の射利を以て物價平準の癌種となし、この商人の自由を奪はずんば物價の平準を得ないと斷定 此點アダム、スミスの富國論と對比し、双方共富國を以て目的としながら恰も正反對の結論 に到達してゐ

て諸産物を興すこごを得ず、是日用諸品の不足なる所以なり」。

かくして彼は物價平準法を述べて曰く、(佐藤信淵字學全集中卷四七一頁)

る。此相遠を來した理由は、當時の社會事情が反映してゐると云ふ事を雄辯に物語つてゐる。

りたまふ事なく物價を適宜ならしめ、四海の兆民をして上の御洪福の餘慶に頼りて安樂に渡世し、天年を保んずる事を得せ も作る者の困窮するに至らず、又物の少くして時質の甚だ貴しこ雖ごも、買ふ者の雄儀せざるを度さし、御損象の有無に拘 「天下の諸産物を一旦平準館に統括し、然して後に是迄の如く問屋共に渡して資捌せ、品物の多き時は時質甚だ下落するさ雖

佐藤信淵の商業管理論

第 24 忩 第 號

四海皆太平の恩波に浴し、皷腹して歡樂し、永く饑荒の患無るべし」

即ち彼は復古法を以て又物價平準法とも稱し、其最も徹底した物價平準法として商業管理論に到達したのであ

る

結

論

-5--/ \

論 能であつて定めて地下の信淵は微苦笑を禁じ得ないであらうが其聊かにても信淵の思想を紹介研究せる勢に對し 三に止まらずして頗る複雑雄大を極め、 何であるかに就て聊か體系的に余の思ふ所を述べて見た。勿論彼が復古法を唱導するに至つた思想系統は上述 ては感謝してゐる事であらう。 以上に於て信淵の商業管理論が如何なるものであるか及びこの經濟任法の伏線となり原理となつてゐるものは **貧富平均論、** 物價平準論に於て信淵の眞價を認めんと欲するが故である。 而も余の本文を草した目的は商業管理論其物よりも其原理となつてゐる國庫充實 加之其背景たる當時の經濟狀態を詳にせざれば到底其真を摑む事は不可 の

會事情を診斷して、この三原素を調合して商業管理論を型上げしたに過ぎないもので、信淵をして現時に生れし 價平準論の如きは今尚財政學、 は異るべきも、 商業管理 論 の如きは現代世界經濟時代に於ては 共精神に於ては確固不動の哲理を有してゐると考へらる」のである。只信淵は當時の封建的の社 社會政策學、 經濟政策學上の重大問題であつて、 一顧の價値無しと雖も其國庫充實論と云ひ貧富平均論と云ひ物 社會の變遷に應じて應用の致方

めば米穀法と云ひ肥料管理案と云ひ或は銀行官營論と云ひ、定めて巧妙なる理論と方策を案出するであらうと思

はれる。

共生命を有するものと余は信ず。故に(經濟論叢第二卷第二號二六九頁) 博士は信淵を以て カメラリストに類し就中 スチがフレデリツク大王の御用學者として其特權收入を辯護せると雲泥の差なりと云はざるべからず。信淵自ら 生れたるを以て封建社會に適應すべき政策を樹てたるに過ぎず、其精神其原理は移して以て現在及び未來永劫に るも其實信淵の眞意は經國愛民の大至誠心に出づるものにて此意味に於て彼は封建社會を超越し偶々封建社會に を以て觀るに博士の議論は形に拘はれて共精神を逸せるやに考へらる。 政策と解し、意識的或は無意識的に士農中心制度の目的に出づと其著日本經濟史に於て斷定を下されてゐる。余 スチと其思想甚だ相似たりとするも、信淵は官庫充實策は手段にして、萬民弘濟が其本意たりしなり。 瀧本誠一博士は我國經濟史研究の大家であるが信淵其他の德川時代經濟學者の諸政策を以て悉く封建社會維持 形式に於ては封建社會維持策の如く見ゆ 此點

證明して曰く、(佐藤信淵家學全集中卷五六五頁經濟提要より) ばず、然れごも右機鄙答の政事を行ふさきは、神意も人情も共に離る**ゝ**のみならず六民悉く困窮し、終に禍こなるこさ多し」。 「經濟の道を行て國を富すこ云ふは、百性か富すここなり、然るに財用を積聚るを經濟ご謂ふ人わり、是大なる誤なり。凡そ國 來定式の儀式を刷ぎ、種々鄙答の政事を行て、昇劣下賤なる業を勤て聚飲を勵むこきは、金銀の山をなすべきは論するにも及 家に主たる者の身分にて、宗廟社稷の祭を省き、親類緣者の突を薄くし、家中諸士の俸祿を祓じ、山林田畑の税を増し、古

叉 曰く(佐藤信淵家學全集中卷三三二頁復古法概言より)

佐藤信淵の商業管理論

四卷 第二號

第

貨を輻輳したる者なれども、此の如き法にては天下を覇有すると雖ども、財用の蝎ること必せり」。と斷じて桑弘 者に向つて其唯心論の誤れる點を高唱し、同時に桑弘羊の如き單なる君主本位の府庫充實を以て經濟の左道とし 羊の法を以て財利の左道なりと悪罵を加へてゐる所に彼の眞面目が躍動してゐる。畢竟彼は朱子學派等の財末論 中巻三六八頁復古法)、桑弘羊が平準法は、唯武帝に詔ひ、天子をして存分に放蕩を盡さしめんことを欲し、頻に財 得を得せしめず、二年にして百姓に賦を益さずして大倉滿つたと云ふ其桑弘羊を評論して曰く(佐藤信淵家學全集 (育)、出」貨者除」罪等の方法に依り又平準館を京師に置き、物價騰貴せば賣り、下落すれば買つて商人をして利 て極力排斥し自己の經濟道を真の王道と解したのである。 漢の武帝英豪にして四方を經營するに就て貨財足らず遂に桑弘羊を採用して、鑄」銭、筦」鹽、権」銭或は賣」官 に積集るここのみを事さして、吝嗇を行ひ、萬姓に饗すること無きさきは、後に必ず殷の紂辛が如き禍あらむここ必せり」。 「所謂復古法は國益の財賄を税するここ甚だ多きか以て、弘く財用を蒔き散らし、下を救ふ事を専務さすべし、若し夫れ一圖

せる形式論に墮せるものにして、余は他日博士に問はんと欲するものなり。妄言多謝。昭和四年四月誌之。

柝論は文化科學に於ては眞に恐るべきものにして、事物の特質を閑却して其本質を逸することあり。更に瀧本博

も之盲人が象の一局部を探るが如きものにして共真諦を得ざるや論なし。其形式主義を内容とする自然科學的分

余は何故に學者が信淵の思想を以て或はカメラリストに比し或は社會主義者に擬するかの眞意不可解にして恰

士が信淵の混同秘策を論じて(經濟論叢第二卷第二號)帝國主義と斷定を下せるに就ても、東西兩洋の國情を無視